

盛岡広域振興局長告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年11月13日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 455号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市玉山区藪川字外川35番地3地先内	新	m 54.2～16.0	m 68.8
	旧	65.0～25.1	68.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成24年11月13日から同年12月13日まで